

東洋水産健康保険組合  
理事長 小倉清孝

## はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費の申請方法について

日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、平成31年1月から厚生労働省による受領委任払いの制度<sup>(※1)</sup>が導入されることとなり、健保組合がこの制度に参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払い方法を決議することとされました。またこれに伴い当健保組合が従来行っておりました「代理受領払い」<sup>(※2)</sup>は、同制度導入後に廃止となります。

当健保組合において、第114回組合会で審議を頂いた結果、従来の支払い方法「償還払い・代理受領払い」から、「償還払い」<sup>(※3)</sup>へ移行する決定とされました。

つきましては下記のとおり、平成31年4月施術分からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、ご案内申し上げます。

(※1) 受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

(※2) 代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

(※3) 償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

### 記

#### 1. 変更内容

平成31年4月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

※なお、現在受療している施術者へ『31年4月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

#### 2. 申請方法

①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

②施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）

③以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

## あはき療養費支給申請に必要となる書類等

### □『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。

### □『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

### □『医師の施術同意書(原本)』

※初療日から6ヶ月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

### □『施術報告書(写し)』(平成30年10月施術分より)

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

### □『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

## 3. その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※療養費支給申請書及び添付書類(医師の施術同意書等)は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きます様お願い申し上げます。

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4~5ヶ月後となります

## 4. 留意事項

- ・平成31年4月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。
- ・申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健保組合ホームページをご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

東洋水産健康保険組合

☎ 03-3458-5121

# あはきと健康保険

東洋水産健康保険組合では  
「償還払い」を選択しています

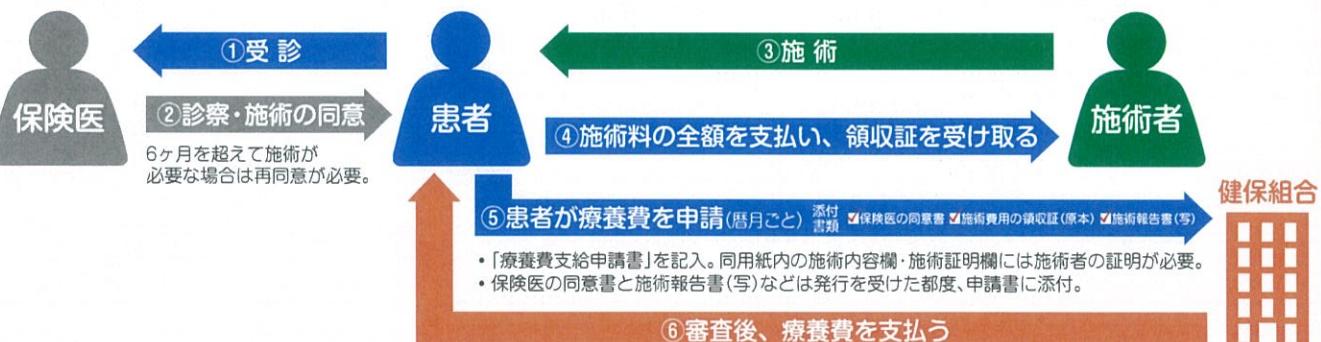


はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の保険適用となる施術の支払い方法には、下記の2種類があり、健保組合により選択されています。※詳しくは健保組合へお問い合わせください。

## 償還払い

患者が施術所で全額を支払った後、健保組合へ療養費を申請。

## 当組合の支払い方法



## 受領委任払い

患者は施術所で一部負担金を支払い、療養費支給申請書へ委任の署名を行う。  
施術者が患者に代わり健保組合へ療養費を申請。

## 参考

※受領委任を取り扱わない施術所で施術を受けた場合は、償還払いの取り扱いになります。



## 保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- ① 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
- ② 同意書(文書)の交付が必要です。
- ③ 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。  
あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1ヶ月です。
- ④ 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。

※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、  
保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

- 保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。



## はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記 6 疾病であり、慢性病で保険医による適切な治療手段がない場合に限り保険適用となるよ。

### 対象となる疾病

- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・頸腕症候群
- ・五十肩
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病的治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



## あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする症状に限り保険適用となるよ。

### 対象となる主な症状

- ・筋麻痺
- ・筋萎縮
- ・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。



同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。

- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

## あはき療養費 Q & A



保険適用の施術を受けるには、どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察を受け、施術の同意書を交付してもらってね。  
その後、同意書を持って施術所へ行ってね。



「訪問可」「出張専門」と書いてあったけど、自宅での施術(往療)は保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷のため自宅で静養している場合など、外出が制限されている状況に限り」認められているよ。  
歩行は困難だけど一人で通勤が可能だったり、単に施術所に行くのが面倒などの理由では認められないよ。



しばらく施術を受けてますが症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない場合は、別の疾患も考えられるよ。

不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。



領収証を発行してもらえたかったんだけど…？

領収証は施術日と施術金額を証明するものだよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務付けられていたり、受領委任払いでは施術所が発行することを義務付けられているよ。

毎回領収証をもらって、内容を確認して保管しておこうね。

